

平成30年度

# 教育行政執行方針

余市町教育委員会

## I はじめに

平成30年第1回定例会の開会にあたり、余市町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、少子高齢化や国際化が急速に進み、社会にさまざまな影響をもたらす中、人々の個性を伸ばし、地域の支えとなる人材を育成することが、教育の重要な役割です。教育の根幹は、「人づくり」であり、地域社会の一員として、ふるさとへの愛着や誇りをもち、自らの知恵と行動力を発揮して、新しい時代を切り拓くための問題解決能力と柔軟な思考力を兼ね備え、他者との関係を構築できる人材の育成が重要です。

## II 基本方針

学校教育では、子どもたちの個性を大切にするとともに基礎・基本をしっかりと身に付け、社会で生きる力を養うための確かな学力の習得、豊かな心、健やかな体を育むための調和のとれた教育活動のさらなる充実に努めます。

また、社会全体で子どもたちを守り育む環境づくりとして、学校・家庭・地域が互いに連携・協力しながら、それぞれの機能を発揮し、さまざまな課題の解決に努めるなど子どもたちの確かな成長をもたらす教育を推進します。

社会教育では、生涯学習社会の実現のために、自分に適した手段・方法によって、自主的に学び続けることのできる機会の提供に努めます。

また、町民が生涯を通して学び、習得した学習の成果を地域に活かせる環境づくりに努めます。

以下、余市町教育委員会として、7つの重点目標を掲げ、教育行政の充実と発展に取り組みます。

### Ⅲ 重点目標

#### 1. 生きる力、学ぶ意欲を育む学習指導の充実

子どもたちが、変化の激しい時代を自立して生きていくためには、基礎的・基本的な知識や技能の習得と、それらを活用して課題を解決するための思考力や判断力等に加え、自ら学んだことを活かせる確かな力を育むことが極めて重要です。

全国学力・学習状況調査の結果を活用しながら、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、課題の検証を行い、子どもたちが分かる喜びを実感できるように授業改善を行うとともに、きめ細かな指導や支援の充実に努めます。

また、学校と家庭が互いに連携しながら、基本的な生活習慣と学習習慣の定着を目指します。

学校生活や学習上に「困り感をもった児童生徒」さらには、「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒」の個に応じたきめ細かな教育活動の充実に努めるため、引き続き、学習支援員等を配置します。

特別支援教育につきましては、教職員の共通認識のもと各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に、関係機関との連携を図りながら、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と支援の充実に努めます。

外国語教育では、次期学習指導要領において、小学校での英語の教科化と必須化にともない、本年度から移行期間として、小学校における外国語活動対象の拡大などを図るため、外国語指導助手1名を増員し、「生きた英語」による児童生徒のコミュニケーション能力と国際感覚の養成に努めます。

I C T教育につきましては、児童生徒の主体的な学習活動への参加や、学習意欲、思考力、判断力などの育成に向け、情報機器の充実と活用能力の向上を図るとともにインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、家庭との連携や情報モラル教育のさらなる充実を図ります。

地域に信頼される学校づくりに向け、学校運営につきましては、学校評議員会や学校評価制度の活用を図り、学校だよりや教育活動の地域公開などを通して、保護者や地域住民への情報提供を行うとともに、地域に根ざした教育活動に取り組みます。

また、学びや育ちの連続性の確保に向け、小中学校の連携強化に努めます。

教育の質を確保する観点から、教職員が児童生徒一人ひとりに向き合う時間をより多く確保する学校体制の整備に努めます。

さらには、教職員の各種研修会への積極的な参加を促進し、学校組織の活性化と教職員の実践的指導力の向上に努めます。

## 2. 思いやりと自ら律する心を大切にする生徒指導の充実

本町の未来を担う子どもたちが、自らの存在感と将来に対する夢や目標をもち、心身ともに健康で豊かな生活を送るための基本的な生活習慣や社会性を身につけることが必要です。

また、良好な人間関係を構築するため、互いを尊重し、ともに支え合う思いやりの心や倫理観と規範意識をもち、自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成することが重要です。

生徒指導は、児童生徒との信頼関係の構築と心が通いあう人間関係を基盤として、相談体制や支援体制の強化を図り、児童生徒が自信や誇りをもち、自らが判断し行動する力の育成に努めます。

不登校の問題につきましては、早期にその実態や要因を的確にとらえ、児童生徒や家庭の抱える問題を解決することが最も重要であることから、引き続きスクールカウンセラーを配置するとともに関係機関と連携を図り、相談体制と支援体制の充実に取り組みます。

また、不登校児童生徒に対する教育的ニーズは年々増加しており、引き続き適応指導教室を開設するとともに、通級する児童生徒の学校復帰に向けた指導や支援を行います。

いじめ問題につきましては、余市町子どものいじめ防止条例に基づき、子どもたちが安心して健やかに成長することができる環境づくりを総合的に推進します。

また、いじめを絶対に許さない環境づくりを学校運営の根幹に位置付け、「いじめの実態調査アンケート」等の結果を分析し、積極的に活用するとともに、教育行政・学校・地域・家庭との連携強化を図り、いじめの早期発見と早期解決に向けた取り組みを推進します。

児童生徒への指導に際し、いかなる場合においても体罰は許されるものではなく、教職員による体罰や体罰と感ぜさせるような不適切な指導が行われないよう、教職員の意識改革等を促進するとともに、児童生徒にとって充実した学校生活となるよう、適切な生徒指導の確立に努めます。

### 3. 生命を尊ぶ心を大切にする健康・安全教育と教育環境の整備充実

子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成するとともに、すべての教育活動を通して命の尊さを自覚し、心身をたくましく鍛え、健康で安全な生活を送るための資質を育む健康教育と安全教育の充実に努めます。

非行・犯罪被害の未然防止につきましては、学校における「指導体制や相談体制の強化」、「危険回避に関する教育など防犯教室の開催や防犯訓練の実施」、「性や薬物乱用防止に関する指導」の充実に努めるとともに、積極的に保護者や地域住民への情報提供や啓発活動を行い、学校と家庭・地域の連携を強化します。

交通安全につきましては、安全マップを活用した意識啓発や交通ルール等の指導を徹底し、通学路における児童生徒の安全確保に努めます。

学校には、児童生徒が安心して学ぶことができる良好な環境づくりが求められます。引き続き学校設備の適切な維持管理を行うとともに安全性の確保に努めます。

学校保健では、小学校においてフッ化物洗口を実施しておりますが、児童の歯の健康づくりに向け本年度も継続します。

学校給食につきましては、学校給食調理場の環境改善と衛生管理を徹底し、安全で安心な給食の提供に努めます。

また、学校給食に生きた教材として地場産品を活用することにより、地産地消の推進を図るとともに、子ども達に食の重要性に関する理解を深め、食育を通じた望ましい食

習慣を養うための指導の充実に努めます。

学校図書館につきましては、学校図書 の 充 実 と あ わ せ、ボランテ ィアによる読み聞かせの支援と余市町図書館との連携により、学校の要望に沿った図書の貸出しや出前図書館の活用を図ります。

子育て・教育支援の一環として、教育にかかる経済的支援を継続し、均等な教育機会の確保に努めます。

#### **4. 地域貢献に向けた学習機会の提供**

生涯学習社会の実現には、町民が生涯にわたっていつでも学ぶことができ、習得した知識・技能が適切に評価され、その成果が地域に寄与されることが大切です。

成人教育につきましては、一人ひとりの個性と社会性を活かしながら、充実した人生を築くために、学習ニーズに応じた事業の実施に努めます。

高齢者教育につきましては、健康で生きがいのある生活のために、学習機会の充実に努めるとともに、豊富な経験と知識を次世代に伝えていける機会の提供に努めます。

#### **5. 青少年の健全な育成に向けた環境づくり**

青少年の健全な心身と豊かな心を育むためには、家庭・学校・地域が一体となって、多様な体験の機会を提供するなど、より良い環境づくりに努めます。

障がいのある子どもたちには、支援ボランティアや関係団体と連携した交流機会の提供と、充実した体験活動の提供に努めます。

放課後の子どもたちには、安全で安心な居場所づくりのために、学校や地域住民と連携しながら、多様な体験活動や学習機会の提供に努めます。

家庭教育につきましては、教育機能の向上のため、社会性や規範意識の大切さを感じてもらえる子育て体験事業に取り組むとともに、関係機関と連携し、子育てに関する情報提供に努めます。

## 6. 芸術文化活動の振興と文化財の保存と活用

芸術文化活動の振興と文化財の保存・活用のためには、専門職員が連携を図りながら、それぞれの施設の機能を活かした、組織的な教育活動を実施することが大切です。

公民館につきましては、社会教育関係団体と連携し、実生活に即した教育・文化に関する各種事業を実施するとともに、潤いのある心豊かな生活に資するため、発表・鑑賞・創作機会の充実に努めます。

図書館につきましては、図書の整備を図るとともに、学校図書館や関係施設、ボランティアと連携しながら、引き続き「子どもの読書活動推進計画」に基づく読書普及活動



の推進に努めます。

文化財施設等につきましては、歴史や伝統文化を将来に継承していくために、郷土の歴史に関する資料収集を行うとともに、文化財施設の適切な保存と埋蔵文化財や町内の歴史資料の活用に努めます。

## 7. 体力向上と健康増進のためのスポーツ活動の振興

生涯にわたって活躍するために、スポーツを通して楽しみながら、体力向上と健康増進を図るとともに、感性を磨き心身を鍛えることのできる環境づくりが大切です。

子どもたちが、所属するスポーツ関係団体と連携して、スポーツの楽しさを実感できるスポーツ体験事業を実施するとともに、子どもたちの体力の向上に努めます。

町民の健康増進と体力保持を目的として、ニュースポーツを取り入れた事業を実施するとともに、スポーツ関係団体や指定管理者と連携し、スポーツ活動の振興に努めます。

以上、本年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

## IV むすび

余市町教育委員会としては、関係機関や団体はもとより家庭や地域と連携を図りながら、本町の未来を担う子どもたちの確かな学びや豊かな心を養成し、健やかな成長を促すとともに、町民一人ひとりが生きがいを感じながら学び続け、豊かな人生を送ることができる生涯学習の町をめざし、教育行政の発展に全力で取り組みます。

議会議員各位ならびに町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。